

## 市民検討委員会の役割や運営について

## 1. 市民検討委員会の設置の目的

## 【要綱第1条】

◆・・・地域住民の主体性を活かした小規模多機能自治活動による自主・自立の地域社会づくりを図るため、拠点施設の在り方や方向性の提案を行う西予市地域づくり活動センター市民検討委員会を置く。

## 2. 所掌事務

## 【要綱第2条】

◆委員会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、答申するものとする。

◆西予市地域づくり活動センターに係る整備計画の策定に関すること  
具体的には小規模多機能自治活動拠点施設の在り方に関する検討事項に対して、委員の皆様から意見提言を取りまとめ、委員会としての方針を議決し、市長に答申する。

※地域づくり活動センターに移行するにあたっては、多くの検討項目が存在するが、事業を推進する上での「骨格」が定まらなければ詳細の検討に踏み込めないと考えていることから、当委員会では骨格の部分を主に検討する会議とする。

《答申とは》

上級の官庁や上役の問いに対して意見を申し述べること。

(例)「大臣の諮問に対して一する」

## 3. 任期

## 【要綱第5条】

◆委員の任期は、委嘱又は任命された日から1年とする。  
(答申されるまでの間)

## 4. 協議手法

## (1) 会議の進行について

- ・会議は委員の過半数の出席で成立〈要綱第6条〉
- ・議事録は事務局〈要綱第7条〉

## (2) 協議事項について

- ・住民自治の拠点施設として在り方の方針を固めることが目的

- ・ 検討事項を協議する。それ以外の検討事項の提案も可能

(3) 議決について

- ・ 市民検討委員会としての議決を要する  
〈要綱第 6 条：出席委員の過半数で議決〉
- ・ 議決内容については、事務局が文章化して次回委員会にて確認

5. その他

(1) 委員会の日程 1月～12月の1年間 月1～2回程度の会議

(2) 会議等の結果公表について

《西予市会議等の結果公表に関する要綱》

会議の参加者、議事録、写真など、閲覧やホームページ等で掲載

※発言者氏名については記載しない

(3) 委員報酬 4,500 円／半日 (債権者登録がない場合は振込口座確認)